

○経済産業省令第五十三号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十号）の施行に伴い、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書が発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二日

経済産業大臣 武藤 容治

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書が発給に関する省令の一部を改正する省令

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書が発給に関する省令（令和七年経済産業省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令 第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て 製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する 省令 黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政 令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号 の規定に基づき、黒鉛電極に対して課する不当廉売 関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒 鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明 書の発給に関する省令を次のように定める。	黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関 する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工 程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給 に関する省令 黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に 関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一 項第一号の規定に基づき、黒鉛電極に対して課する 暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第 一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電 極でない旨の証明書の発給に関する省令を次のよう

(証明書の交付申請)

第一条 黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

第二条・第三条 (略)

に定める。

(証明書の交付申請)

第一条 黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

第二条・第三条 (略)

別記様式を次のように改める。

別記様式（第一条関係）

黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書交付申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 住所	
下記の炭素電極は、黒鉛化の工程を経て製造したものでないため、黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号の証明書の交付を受けたく、黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令第 1 条の規定に基づき申請します。	
記	
貨 物 名 :	
製 造 業 者 名 :	
製造業者の住所 :	
輸 出 者 名 :	
輸出者の住所 :	
輸 入 の 時 期 :	年 月 日
輸 入 港 名 :	
輸 入 数 量 :	MT 輸入金額 : 円
仕 入 書 番 号 :	

証 明 書	
番 号	
年 月 日	
経済産業大臣	印
上記申請に係る炭素電極は黒鉛化の工程を経て製造したものでないことを証明する。	

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和七年七月三日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。